

利用権設定(経営受委託、移転及び転貸を除く)関係

1、各筆明細

受付印		利用権の設定を受ける者(A) (借り手)	住所 〒 電話番号	氏名又は名称	[同意印]
登録区分	1. 新規 2. 再設定	利用権の設定をする者(B) (貸し手)	住所 〒 電話番号	氏名又は名称	[同意印]

利用権を設定する土地(C)				設定する利用権(D)				利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者の法律関係(E)	利用権を設定する土地の(B)以外の権原者等(F)				借賃の支払期限	
所在		地目	面積(m ²)	利用内容	始期 終期	存続期間	借賃 1. 10a当り 2. 1筆当り		借賃の 支払方法	住所	氏名	[同意印]		権限の種類
大字	地番													
					年 月 日から 年 月 日まで	年間	円 kg	1. 現金 2. 物納	1. 賃借権 2. 使用貸借					毎年 月 まで
					年 月 日から 年 月 日まで	年間	円 kg	1. 現金 2. 物納	1. 賃借権 2. 使用貸借					
					年 月 日から 年 月 日まで	年間	円 kg	1. 現金 2. 物納	1. 賃借権 2. 使用貸借					
					年 月 日から 年 月 日まで	年間	円 kg	1. 現金 2. 物納	1. 賃借権 2. 使用貸借					
					年 月 日から 年 月 日まで	年間	円 kg	1. 現金 2. 物納	1. 賃借権 2. 使用貸借					
					年 月 日から 年 月 日まで	年間	円 kg	1. 現金 2. 物納	1. 賃借権 2. 使用貸借					
					年 月 日から 年 月 日まで	年間	円 kg	1. 現金 2. 物納	1. 賃借権 2. 使用貸借					
					年 月 日から 年 月 日まで	年間	円 kg	1. 現金 2. 物納	1. 賃借権 2. 使用貸借					
					年 月 日から 年 月 日まで	年間	円 kg	1. 現金 2. 物納	1. 賃借権 2. 使用貸借					
					年 月 日から 年 月 日まで	年間	円 kg	1. 現金 2. 物納	1. 賃借権 2. 使用貸借					
合計			筆	m ² (田	筆	m ² 、畑	筆	m ² 、採草放牧地	筆	m ²)				

注意) 1. 利用権の設定をする土地については使用収益権等特段の契約の無いもので、貸し手(B)が当該土地所有者で無い場合は、この所有者(同一生計同一世帯員に限る)の同意を(F)欄に記載すること。
2. 1. の場合で当該土地所有者が死亡し未相続の時は、相続関係人の同意を(F)欄に記載すること。なお、相続人多数により記載できない場合は、別途「同意書」を添付すること。

<その他備考>

2、共通事項 この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか次に定めるところによる。

- (1)借賃の支払猶予…利用権を設定する者(以下「B」という。)は、利用権の設定を受ける者(以下「A」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。
- (2)借賃の減額…利用権の目的物(以下「目的物」という。)が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により農地法(昭和27年法律第229号)第22条に規定する割合を超えることとなったときは、AはBに対しその割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、A及びBが協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。
- (3)解約に当たっての相手方の同意…A及びBは1の各筆明細に定める利用権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。
- (4)転賃又は譲渡…Aはあらかじめ市町村に協議した上、Bの承諾を得なければ目的物を転賃し、又は利用権を譲渡してはならない。
- (5)修繕及び改良
 - ア Bは、Aの責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他Bにおいて修繕することができない場合でBの同意があったときは、Aが修繕することができる。この場合においてAが修繕の費用を支出したときは、Bに対してその償還を請求することができる。
 - イ Aは、Bの同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合にはBの同意を要しない。
- (6)租税公課の負担
 - ア Bは、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
 - イ Aは、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。
 - ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、A及びBが別途協議するところにより負担する。
- (7)目的物の返還
 - ア 利用権の存続期間が満了したときは、Aは、その満了の日から30日以内に、Bに対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、Aは、原状回復の義務を負わない。
 - イ Aは、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、Bの選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については増価額)の償還を請求することができる。
 - ウ イにより有益費の償還請求があった場合においてA及びBの間で有益費の額について協議が調わないときは、A及びB双方の申し出に基づき市町村が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。
 - エ Aは、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。
- (8)利用権に関する事項の変更の禁止…A及びBは、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、A、B及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りではない。
- (9)利用権取得者の責務…Aは、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
- (10)その他…この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、A、B及び市町村が協議して定める。

*以下の項目は、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に規定する者に対する賃借権又は使用貸借による権利の設定を行う場合に追加する。

- (11)契約の解除…Bは、Aが目的物を適正に利用していないと認められる場合には賃借借契約を解除できるものとする。
- (12)違約金の支払い…Bの責めに帰さない事由により賃借を終了させる事となった場合には、AはBに対して賃借期間満了までの賃借料の相当額を支払うものとする。
- (13)利用状況の報告…Aは毎事業年度終了後3ヶ月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて(Aが法人の場合は定款の写しも併せて)市町村長に提出しなければならない。
 - ア Aの氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名)
 - イ Aが賃借借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積
 - ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収
 - エ Aが行う耕作の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響
 - オ Aが法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作事業への従事状況
 - カ Aの地域の農業における他の農業者との役割分担の状況
 - キ その他参考となるべき事項

3、利用権の設定等を受ける者(A)の農業経営の状況等

氏名		性別	男・女	年齢
農用地の面積(G)㎡	農地	自作地	農作業従事日数	
		借入地	日/年	
	採草放牧地	主たる経営作物(H)		
合計				

利用権の設定等を受ける世帯員の農作業従事及び雇用労働の状況 (I)

世帯員	農作業従事者 (うち15歳以上60歳未満の者)	雇用労働者力 (年間延日数)
男	農作業専従者	人日
人	主として農業に従事する者	
女	農業補助者	
人	従として農業に従事する者	

4、貸し手(B)の農業経営状況等

氏名		性別	男・女	年齢
農用地の面積(㎡)	農地	自作地	農作業従事日数	
		借入地	日/年	
	採草放牧地	主たる経営作物(H)		
合計				